CYBER LINKS

第53期
定時株主総会
招 集 ご 通 知

開催日時

平成29年3月28日（火曜日）午前10時

開催場所

和歌山市友田町五丁目18番地
ホテルグランヴィア和歌山 6階 ルグランA
〔末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。〕

議決権行使期限

平成29年3月27日（月曜日）午後6時まで

決議事項

第1号議案　剰余金の処分の件
第2号議案　監査役１名選任の件

目　次

▌第53期定時株主総会招集ご通知　1

(添付書類)

▌事業報告　3
▌計算書類　26
▌監査報告書　29
▌株主総会参考書類　31

株式会社サイバーリンクス
証券コード：3683

証券コード　3683
平成29年３月10日

株 主 各 位

和歌山市紀三井寺849番地の３
株式会社サイバーリンクス
代表取締役社長　村　上　恒　夫

第53期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第53期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年３月27日（月曜日）午後６時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　平成29年３月28日（火曜日）午前10時
（なお、受付開始時間は、午前９時15分を予定しております。）

２．場　　所　和歌山市友田町五丁目18番地
ホテルグランヴィア和歌山　６階　ルグランＡ
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3．目的事項

◎報告事項　第53期（平成28年１月１日から平成28年12月31日まで）
事業報告及び計算書類報告の件

◎決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件

第２号議案　監査役１名選任の件

以　上

○ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、省資源のため、本冊子をご持参くださいますようお願いいたします。

○ 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方１名を代理人として株主総会にご出席いただくことができます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

○ 計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しており、本招集ご通知の添付書類には記載しておりませんのでご了承ください。なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した計算書類の一部であります。

○ 株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類の内容について、修正する必要が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトにおいて、修正後の事項を掲載させていただきます。

○ 当社ウェブサイト　http://www.cyber-l.co.jp

(添 付 書 類)

事 業 報 告

〔平成28年１月１日から
平成28年12月31日まで〕

１．会社の現況に関する事項

（1）事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、設備投資や企業収益改善の足踏みなど弱さもみられるものの、個人消費・輸出・生産の持ち直しや雇用情勢の改善により、緩やかな回復基調が続いております。

当社の主要顧客である流通食品小売業におきましては、食品の価格上昇に対する消費者の節約志向が強まる中、コンビニエンスストア等の他業態を含めた競争が激しくなってきております。

官公庁におきましては、情報システムに係る経費削減、住民サービス向上、災害・事故発生時の業務継続を目的とした情報システムの集約と共同利用（自治体クラウド）が推進されるとともに、マイナンバーを活用した情報連携の開始に向けた情報セキュリティ対策の抜本的強化として、「自治体情報システム強靭性向上モデル」「自治体情報セキュリティクラウドの構築」といった指針が示され、具体的な取り組みが広がりつつあります。

このような状況のもと、当社は「ＬＩＮＫ Ｓｍａｒｔ～もたず、つながる時代へ～」を当社サービスのブランドコンセプトとして定め、「シェアクラウド（共同利用型クラウド)」による安心、安全、低価格で高品質なクラウドサービスの提案を積極的に進めてまいりました。また、経営の効率化と流通業向けクラウドサービスの拡充及び事業拡大を目的に、関連会社のクラウドランド株式会社の子会社化・吸収合併、及び子会社の株式会社インターマインドの吸収合併を行いました。

携帯電話販売市場におきましては、総務省が策定した「スマートフォンの端末購入補助の適正化に関するガイドライン」への対応として、各通信キャリアが端末販売方法や料金プランの変更を打ち出しており、消費者の需要や販売環境の変化について、これまで以上に注意を払う必要があります。そのような中、当社は、サービス品質向上による差別化を図ることで、顧客満足度を高め、販売拡大に努めてまいりました。

また、より高度で付加価値の高い競争力のあるサービスを提供していくため、ＡＩ（Artificial Intelligence）やタイムスタンプ等の先進的なＩＴ技術に係る研究開発投資を積極的に行いました。

以上の結果、当事業年度の売上高は9,310百万円（前期比0.2％増）、経常利益は588百万円（前期比19.1％減）となりました。特別損益において、合併に伴う負ののれん発生益等を特別利益として計上した一方、自社開発ソフトウェアに係る固定資産除却損を計上したことから、当期純利益は333百万円（前期比22.1％減）となりました。

なお、当事業年度におけるセグメント別の業績は、次のとおりであります。

＜ＩＴクラウド事業＞

ＩＴクラウド事業におきましては、当社の主力サービスである流通食品小売業向け基幹業務クラウドサービス「@ｒｍｓ基幹」を始め、前事業年度に合併により取得したインターネットＥＤＩサービス（ＢＡＣＲＥＸ）を含むクラウドサービスの提供拡大により、流通業向けクラウドサービス分野の売上高が増加いたしました。

一方、官公庁向けクラウドサービス分野につきましては、医療情報連携プラットフォームに係る開発案件や、法改正に伴う自治体向けシステム開発案件等を計上した前事業年度に比べ売上高が減少いたしました。

以上の結果、当セグメントの売上高は5,167百万円（前期比4.3％増）となりました。

＜モバイルネットワーク事業＞

モバイルネットワーク事業におきましては、フィーチャーフォンの販売台数減少に加えて、「スマートフォンの端末購入補助の適正化に関するガイドライン」に基づく実質販売価格見直しの影響による来店客数の減少傾向が続き、携帯電話端末販売台数及び売上高は前事業年度を下回りました。そのような中、当社は、応対品質向上に努めるとともに、ＮＴＴドコモが提供するブロードバンドサービス（ドコモ光）の獲得に注力するなど、収益確保に努めました。

以上の結果、当セグメントの売上高は4,143百万円（前期比4.5％減）となりました。

セグメント別売上高

期別 / セグメント別	第52期【自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日】		第53期（当期）【自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日】		前期対比
	売上高	構成比	売上高	構成比	
	千円	%	千円	%	%
ＩＴクラウド事業	4,955,780	53.3	5,167,106	55.5	104.3
モバイルネットワーク事業	4,340,253	46.7	4,143,377	44.5	95.5
合計	9,296,034	100.0	9,310,484	100.0	100.2

（2）設備投資の状況

当事業年度の設備投資の総額は616百万円となり、その主なものはデータセンター関連設備の増強のほか、流通食品小売業向け基幹業務クラウドサービスに関連するソフトウェアの取得及び機能追加の開発等によるものであります。

（3）資金調達の状況

当事業年度の所要資金は、自己資金及び銀行借入金をもって充当いたしました。

(4) 事業の譲渡等の状況

①事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

当社は、平成28年８月１日付で当社のクラウドＯＲＣＡ事業を吸収分割によりライフサイエンスコンピューティング株式会社に承継させました。

②他の会社の事業の譲受けの状況

当社は、平成28年６月１日付で株式会社カラカルマインドの全事業を譲受けました。

③吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社は、経営の効率化と流通業向けクラウドサービスの拡充及び事業の拡大を図るため、クラウドランド株式会社及び株式会社インターマインドを平成28年12月１日付で吸収合併し、両社のすべての権利義務を承継しております。

④他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は、平成28年11月30日付でクラウドランド株式会社の株式を67百万円で取得しております。なお、上記③に記載のとおり、当社は平成28年12月１日付で同社を吸収合併しております。

(5) 対処すべき課題

今後の経済動向につきましては、雇用・所得環境の改善が続く中、緩やかな回復に向かうことが期待されます。ただし、中国をはじめとするアジア新興国等の経済の先行き、英国のＥＵ離脱問題、さらにはアメリカの政策の動向など、海外経済の不確実性の高まりや金融資本市場の変動の影響に留意する必要があります。

情報サービス業界におきましては、顧客が高機能な情報システムをより安価に利用したいと考える「スマート・ハイバリュー」の時代に入りつつあると考えており、加えて情報セキュリティや災害対策としてのＢＣＰ（事業継続計画）に対する需要が高まり、今後、クラウドサービスを中心に業界全体は急速に成長していくものと予測されます。

このような経営環境のもと、当社は「ＬＩＮＫ Ｓｍａｒｔ～もたず、つながる時代へ～」を当社サービスのブランドコンセプトとして定め、中期経営戦略として当社の「シェアクラウド」による安心、安全、低価格で高品質なクラウドサービスを積極的に展開し、当社のさらなる成長を実現するため、以下の項目を対処すべき重要課題として取り組んでまいります。

① 安心、安全なクラウドサービスの提供

ＩＴが幅広く経済活動を支える情報基盤となりつつあり、特にクラウドサービスにおいては自然災害、サイバー攻撃、システム障害、電力トラブルなどにより、万一停止した場合における企業活動等への影響は大きく、社会的に深刻な事態を招くおそれがあります。

当社のクラウドサービスが、流通サプライチェーンや地域住民の安心安全にかかわる重要な役割を担っていることを強く認識し、サービスの安定性、安全性を高めることを目的に、災害対策のほか、災害時等においてもサービスを継続して提供するためのシステム復旧体制の構築、また、当社クラウドサービスの基盤となるハードウェア・ミドルウェアの運用管理を強化し、より安定的かつ継続的なサービス提供を実現してまいります。

② クラウドサービスの拡充

当社は、顧客が必要とするすべての機能をクラウド上で連携し、安価で高機能なサービスを提供することが当社の使命と考えております。クラウドへの関心が高まる中、各分野において、積極的なサービス開発に取り組むとともに、サービス拡充のスピードアップを図るため、資本提携や業務提携等の可能性を検討しながら進めてまいります。

流通業向けクラウドサービス分野におきましては、流通食品小売業向け基幹業務クラウドサービスにおけるシェアナンバーワンの地位を確立するため、年商300億円～1,000億円超規模の流通食品小売業のニーズに対応できる機能・品質を備える＠ｒｍｓ基幹次期バージョンの開発を進めております。現在は、＠ｒｍｓ基幹次期バージョンのリリースに向け、年商300億円～1,000億円超規模の流通食品小売業に対応している＠ｒｍｓ生鮮や＠ｒｍｓネットスーパー、店ＰＯＷＥＲ（統合棚割システム）等をこれらの企業群に対し先行して提案を行っております。

官公庁向けクラウドサービス分野におきましては、ＬＧＷＡＮ接続サービスを含む自治体ネットワーク及び教育系ネットワークを整備し、和歌山県内プラットフォーム基盤の構築を目指しております。基幹系システムは基幹業務システムの導入と当社データセンターでの運用業務、情報系システムは当社の得意分野である防災・医療・文教システムと連携したクラウドサービスの運用のほか、ネットワーク運用、オペレーション、障害対応など、官公庁の情報システム部門の代行業務を担う高度な運用サービスの提供を検討してまいります。

③　ＩＴ技術の蓄積

より高度で付加価値の高い競争力のあるサービスを提供していくため、機械学習・ＡＩ（Artificial Intelligence）や、認証連携、タイムスタンプ等の先進的なＩＴ技術への対応が重要であると認識しております。当社は、事業環境の変化にいち早く対応し、新たな価値を創造していくため、これらのＩＴ技術の蓄積に取り組んでまいります。

④　人材の確保及び育成

当社の事業が継続して成長していくためには、これを支える優秀な人材の確保と育成が不可欠であると考えております。特に次世代を担う人材の育成が重要であると認識し、採用力の強化とともに、戦略立案力やリーダーシップを最大限に発揮できる人材育成に努めてまいります。

⑤　内部管理体制の強化

内部統制システムの適正な維持を重要な対処すべき課題と認識しております。引き続き、財務情報の精度及び正確性確保を目的に、経理体制の整備、適切な業務プロセスの構築に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

（注）　上記に用いております用語の意味は下記のとおりであります。
ＬＧＷＡＮ：
総合行政ネットワーク。地方自治体の組織内ネットワークを相互に接続した広域ネットワーク。

（6）財産及び損益の状況

区分＼期別	第50期 平成25年12月期	第51期 平成26年12月期	第52期 平成27年12月期	第53期(当期) 平成28年12月期
売上高（千円）	7,470,025	8,849,757	9,296,034	9,310,484
経常利益（千円）	344,377	590,692	726,961	588,201
当期純利益（千円）	191,443	386,622	428,694	333,785
１株当たり当期純利益（円）	158.20	84.59	89.18	68.95
総資産（千円）	3,933,019	5,245,749	5,164,941	5,419,761
純資産（千円）	1,586,538	2,692,919	3,150,208	3,434,765
１株当たり純資産（円）	1,310.58	562.22	648.50	704.26

（注）1. １株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数をもって算出しております。
2. １株当たり純資産は、期末発行済株式総数から期末自己株式数を控除した株式数をもって算出しております。
3. 平成26年10月１日付で普通株式１株につき３株の割合で株式分割を行っておりますが、第51期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産を算出しております。
4. 第53期の状況は、「1. 会社の現況に関する事項（1）事業の経過及び成果」に記載のとおりです。

（7）重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

記載すべき重要な事項はありません。

（8）主要な事業内容（平成28年12月31日現在）

食品流通業及び官公庁等の顧客向けに基幹業務システム等のクラウドサービスを提供する「ＩＴクラウド事業」と、移動体通信機器の店舗販売を中心とする「モバイルネットワーク事業」を主要な事業内容としております。

（9）主要な事業所（平成28年12月31日現在）

名　　称	所　在　地
本　　社	和歌山県和歌山市
東日本支社	東京都港区
西日本支店	大阪市淀川区
海南支店	和歌山県海南市
田辺支店	和歌山県田辺市
田辺営業所	和歌山県田辺市
新宮営業所	和歌山県新宮市
名古屋営業所	名古屋市中村区
福岡営業所	福岡市博多区
札幌オフィス	札幌市中央区
仙台オフィス	仙台市青葉区
東日本橋オフィス	東京都中央区
静岡オフィス	静岡市葵区
御坊サービスセンター	和歌山県御坊市
ドコモショップ南海市駅前店	和歌山県和歌山市
ドコモショップ ＪＲ和歌山駅前店	和歌山県和歌山市
ドコモショップ岩出店	和歌山県岩出市
ドコモショップ田辺店	和歌山県田辺市
ドコモショップ橋本店	和歌山県橋本市
ドコモショップ橋本彩の台店	和歌山県橋本市
ドコモショップかつらぎ店	和歌山県伊都郡かつらぎ町

（注）1. 平成28年５月16日付で江坂オフィスを西日本支店に統合し、西日本支店を大阪市淀川区に移転いたしました。
2. 平成28年12月１日付で東日本橋オフィスを開設いたしました。

（10）従業員の状況（平成28年12月31日現在）

従業員数	前期末比増減
455名	33名増

（注） 上記従業員数には、臨時従業員（契約社員等）39名は含んでおりません。

（11）主要な借入先（平成28年12月31日現在）

借入先	借入金残高
	千円
株式会社紀陽銀行	263,527
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	234,987
株式会社みずほ銀行	53,987

2．会社の株式に関する事項（平成28年12月31日現在）

（1）発行可能株式総数　　14,400,000株
（2）発行済株式の総数　　4,840,255株（自己株式2,500株を除く）
（3）株主数　　2,525名
（4）大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
株式会社サイバーコア	1,200,000株	24.79%
村上恒夫	370,300株	7.65%
サイバーリンクス従業員持株会	302,320株	6.25%
カブドットコム証券株式会社	122,500株	2.53%
西日本電信電話株式会社	108,300株	2.24%
株式会社紀陽銀行	94,956株	1.96%
和歌山県	84,117株	1.74%
パナソニックシステムネットワークス株式会社	72,972株	1.51%
富士通株式会社	70,020株	1.45%
井谷直人	60,000株	1.24%

（注）持株比率は、発行済株式（自己株式を除く）の総数に対する割合であります。

3．会社の新株予約権等に関する事項

（1）当事業年度の末日において当社役員が保有する職務執行の対価として交付した新株予約権等の状況

①　取締役（社外取締役を除く）の保有する新株予約権等

名　　称 （発行決議日）	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数	行使価額	行使期間
第1回株式報酬型新株予約権 （平成27年３月27日）	84個	普通株式 8,400株	４名	1株当たり1円	平成27年５月１日から 平成57年４月30日まで
第2回株式報酬型新株予約権 （平成28年３月29日）	127個	普通株式 12,700株	４名	1株当たり1円	平成28年４月29日から 平成58年４月28日まで

（注）本新株予約権の主な行使条件は、以下のとおりであります。
新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役の地位を喪失したときに限り、新株予約権を行使できるものとする。ただしこの場合、新株予約権者は、取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。

②　社外取締役の保有する新株予約権等

該当事項はありません。

③　監査役の保有する新株予約権等

該当事項はありません。

（2）当事業年度中に当社従業員等に職務執行の対価として交付した新株予約権等の状況

名　　称 （発行決議日）	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	交付者数	行使価額	行使期間
株式会社サイバーリンクス第１回新株予約権 （平成28年５月13日）	2,834個	普通株式 283,400株	345名	１株当たり 1,098円	平成33年４月１日から 平成35年６月30日まで

（注）本新株予約権の主な行使条件は、以下のとおりであります。
本新株予約権者は、下記（a）及び（b）をいずれも満たした場合に、下記（a）に規定される、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち各区分に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）に係る個数を限度として、本新株予約権を行使することができる。

（a）平成32年12月期の当社有価証券報告書に記載された連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）における経常利益が以下の金額以上となった場合、当該区分に応じた割合。行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に１個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。国際財務報告基準の適用等により参照すべき経常利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。適用される会計基準の変更等により重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標を取締役会にて定めるものとする。

・11億円以上の場合：行使可能割合100％
・９億円以上の場合：行使可能割合 50％

（b）平成33年４月１日から平成35年６月30日までの間において、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が一度でも1,500円（ただし、割当日後に当社が株式の分割、併合または無償割当てを行った場合には、その比率に応じて調整される。）以上となった場合。

（3）その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4．会社役員に関する事項

（1）取締役及び監査役の氏名等

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	村上恒夫	株式会社ネット東海 代表取締役
専務取締役	佐藤正光	
常務取締役	東直樹	
常務取締役	湯川隆志	
取締役	桂靖雄	
常勤監査役	前田史郎	
監査役	水城実	水城会計事務所 所長 株式会社真善美経営コンサルティング 代表取締役
監査役	潰瀧順一	

（注）1. 桂靖雄氏は、社外取締役であります。
2. 前田史郎氏、水城実氏及び潰瀧順一氏は、社外監査役であります。
3. 前田史郎氏は、銀行において長年金融業務を担当しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 水城実氏は、税理士、社会保険労務士として専門知識を有しており、税務及び企業管理全般に関する知見を有するものであります。
5. 当社は、桂靖雄氏、水城実氏及び潰瀧順一氏を東京証券取引所から確保が義務付けられている独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 平成28年３月29日開催の当社第52期定時株主総会の終結の時をもって、監査役梶川一彦氏は辞任いたしました。

（2）責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び各社外監査役との間で、会社法第423条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める最低責任限度額まで限定する契約を締結しております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区　　分	支 給 人 員	報 酬 等 の 額
	人	千円
取 締 役	5	100,683
(うち社外取締役)	(1)	(3,000)
監 査 役	4	14,370
(うち社外監査役)	(3)	(13,470)
合 計	9	115,053

(注) 1. 取締役の報酬等の額には、ストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度の費用計上額（取締役12,573千円）を含んでおります。

2. 平成11年12月６日開催の株主総会の決議による役員報酬限度額は、取締役分が年額150,000千円以内、監査役分が年額30,000千円以内であります。
また、平成27年３月27日開催の第51期定時株主総会において、従来の取締役の報酬とは別枠にて、年額40,000千円以内の範囲で株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を発行することにつき、決議をいただいております。

(4) 役員報酬等の額の決定に関する方針

① 役員報酬等の額の決定に関する方針の決定方法

取締役報酬等の額の決定方針については社外取締役を含む取締役会の決議により、監査役報酬等の額の決定方針については監査役の協議により決定しております。

② 役員報酬等の額の決定に関する方針の内容

A．役員報酬等の基本的な考え方

当社の役員報酬等については、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲を高めることを基本とし、当社役員に求められる役割と責務に見合った報酬水準及び報酬体系となるよう設計する。

B．役員報酬等の内容

ａ．取締役報酬

固定報酬（基本報酬）及び業績連動報酬（賞与及び株式報酬型ストック・オプション）で構成する。ただし、社外取締役、非常勤取締役については、監督機能強化の観点から基本報酬のみで構成する。また、基本報酬、賞与の総額は株主総会が決定した報酬総額の限度内とし、株式報酬型ストック・オプションの総額は株主総会が決定した株式報酬型ストック・オプション総額の限度内において取締役会にて決定する。

基本報酬の水準は、他社水準を参考として設定し、各取締役の報酬については、業績、役割や責務を勘案して決定する。賞与総額は、当社の業績に応じて設定し、各取締役の賞与については、役位を勘案して決定する。株式報酬型ストック・オプションは、当社の業績と株式価値との連動性をより一層強めることにより、取締役が株主の皆様と利害を共有することで、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的として付与するもので、各取締役の割当数は、役位・業績等を勘案して決定する。

ｂ．監査役報酬

基本報酬のみで構成する。また、基本報酬の総額は株主総会が決定した報酬総額の限度内とし、各監査役の報酬については、常勤・非常勤の別及び業務分担の状況等を勘案して監査役の協議により決定する。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区　分	氏　名	重要な兼職先	重要な兼職先と当社との関係
社外監査役	水城　実	水城会計事務所 所長 株式会社真善美経営コンサルティング 代表取締役	いずれの兼職先とも重要な取引その他の関係はありません。

② 各社外役員の当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	主な活動状況
社外取締役	桂　靖雄	当事業年度に開催された取締役会19回のうち18回に出席し、豊富な経営経験と幅広い見識をもとに、審議等につき必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	前田史郎	当事業年度に開催された取締役会19回のすべて、また監査役会には13回のすべてに出席し、業務執行状況や意思決定の適正性を確保する立場から、適宜発言を行っております。
	水城　実	当事業年度に開催された取締役会19回のうち18回、また監査役会には13回のうち12回に出席し、専門的見地からの観点を含め、適宜発言を行っております。
	潰瀧順一	就任後開催の取締役会16回のすべて、また就任後開催の監査役会10回のすべてに出席し、長年にわたる行政分野の知識と経験に基づき適宜発言を行っております。

5．会計監査人に関する事項

（1）会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

（2）当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額（注）	34,240千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	34,240千円

（注）1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積もりの算定根拠等について確認を行い、監査役会にて協議のうえ、これらについて適切であると判断し、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、また、実質的にも区分できないため、上記の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

（3）非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務を委託しておりません。

（4）会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会で協議のうえ、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、会計監査人の独立性、監査体制、品質管理体制が整備されていないと認められるなど、会計監査人の職務の執行に支障があると認められる場合は、当該会計監査人の解任または不再任について検討を行い、その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6．業務の適正を確保するための体制

（取締役会における決議の内容の概要）

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について、取締役会において決定した事項は以下のとおりであります。

（1）取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 当社は、コンプライアンス体制の基礎として、「サイバーリンクス行動指針」、「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」を定める。

② 当社は、取締役会の直属機関である「リスクマネジメント・コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス体制の構築・強化を図る。また、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会は、コンプライアンスに関する行動規範及び具体的な遵守事項を定め、周知徹底する。

③ 取締役は、社内及び社外（弁護士）に「コンプライアンス相談窓口」を設置し、取締役及び従業員からのコンプライアンス違反行為等に関する相談又は通報を適正に処理する。

④ 内部監査室は、内部統制の評価並びに業務の適正性及び有効性について監査を実施する。

⑤ 従業員の法令・定款違反行為については「就業規則」に従い処分を決定する。取締役の法令・定款違反行為については、「役員倫理規程」「役員就業規則」に従い処分を決定する。

⑥ 監査役は独立した立場から、内部統制システムの整備・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査する。

（2）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報について、法令及び「文書管理規程」に基づき保管責任者が適切に保存・管理し、これらを閲覧できる状況とする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」に基づき、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会において、企業活動に関わるリスクについて把握するとともに、リスクの発生の防止、発生したリスクへの対処を統括的に行う。

② 会社の情報資産に係るリスクについて、「情報リスク管理規程」に基づき情報リスク管理責任者を設置し、情報リスク管理責任者はリスクの発生を最小限に抑え、またリスクが発生した場合の影響範囲を最低限にするよう内部規程の整備や対策の実施を行う。

③ ＩＳＯ９００１、ＩＳＯ２００００、及びＩＳＯ２７００１の認証を受け、品質管理及び情報セキュリティ管理に取り組む。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 定例取締役会及び必要に応じ臨時取締役会を随時開催し、経営に関する重要事項について職務の執行の決定を行う。

② 取締役会の決定に基づく職務の執行について、「職務権限規程」等の社内規程に基づき権限委譲を行い、取締役の職務執行の効率化を図る。

(5) 次に掲げる体制その他の当社及びその子会社からなる企業集団（以下、当社グループという）における業務の適正を確保するための体制

① 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

・当社は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の経営内容を適確に把握するため、子会社に対し、営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社に定期的に報告を求める。

② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・当社は、「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」において、子会社にリスクマネジメントを行うことを求めるとともに、「リスクマネジメント・コンプライアンス委員会」において、グループ全体のリスクマネジメント推進に関わる課題・対応策を審議する。

③　子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・当社は、子会社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ、当社グループ経営の適正かつ効率的な運営に資するため、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の管理を行う。

④　子会社の取締役等及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・当社は子会社に、その役員及び従業員が「サイバーリンクス行動指針」、「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」に基づき、適正かつ有効な職務の執行に努める体制を構築させる。

・内部監査室は、子会社の業務活動の適正性及び有効性について、定期的に監査を実施する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員の独立性及び当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

①　当社は、監査役の求めにより、監査役の職務を補助すべき従業員（監査役スタッフ）として適切な人材を配置する。

②　監査役スタッフに対する指揮命令は、監査役が行うものとし、監査役スタッフの人事（評価・異動等）に関しては、監査役の同意を得るものとする。

③　当社は、監査役スタッフに関し、監査役の指揮命令に従う旨を社内に周知徹底する。

(7) 当社グループの取締役・監査役及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

①　当社取締役は、その職務の執行状況について、取締役会等の重要会議を通じ監査役に報告を行うほか、必要に応じ、遅滞なく報告を行う。

②　当社取締役及び従業員は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実、重大な法令・定款違反、その他重要な事項を発見したときは、直ちに監査役に報告を行う。

③　子会社の役員及び従業員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。

④ 「コンプライアンス相談窓口」の担当部門は、当社グループの役職員からの相談･通報の状況について、必要に応じ、当社取締役、監査役及び取締役会に報告を行う。

⑤ 当社は、監査役へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査役は、代表取締役と定期的な意見交換会を設ける。

② 監査役は、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じ取締役又は従業員等にその説明を求めることができる。また、監査役が必要と認めた場合は、いかなる会議、委員会等にも出席することができる。

③ 監査役は、監査の実施に当たり、必要に応じ弁護士又は公認会計士等の外部の専門家を独自に起用することができる。

④ 取締役は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法に基づく財務報告の適正性を確保するため、内部統制システムを構築するとともに、そのシステムが適正に機能することを継続的に評価し、必要に応じて是正を行う。

(10) 反社会的勢力排除に向けた体制

「反社会的勢力排除マニュアル」を定め、反社会的勢力との取引を一切遮断する。

（当事業年度における運用状況の概要）

① コンプライアンス体制

コンプライアンス体制の基礎として、コンプライアンスに関する行動規範等を定めた「サイバーリンクス行動指針」、「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」の全役職員への周知を図っております。

② 取締役会の開催状況

取締役会は月１回開催しており、臨時取締役会を含め19回開催し、法令等に定められた事項や経営の基本方針等、経営に関する重要事項を決定し、月次の業績の分析・対策・評価を検討するとともに、法令・定款等への適合性及び業務の適正性の観点から審議いたしました。

③ 監査役会の開催状況

監査役会は月１回開催しており、臨時監査役会を含め13回開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、重要な社内会議への出席、業務及び財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令・定款等への遵守について監査いたしました。

④ リスク管理体制

「リスクマネジメント・コンプライアンス委員会」は３ヶ月に１回開催しており、臨時開催を含め７回開催し、当社グループの企業活動に関わるリスクについて把握するとともに、リスクの発生の防止、発生したリスクへの対処を統括的に実施いたしました。

⑤ 財務報告に係る内部統制

内部監査室は、監査役及び会計監査人とも連携を図り、策定した実施計画に基づき、財務報告に係る内部統制の評価並びに業務の適正性及び有効性について監査いたしました。

（注） 本事業報告中の記載数字は、表示単位未満の端数を切り捨て、また比率については、表示単位未満を四捨五入しております。

貸借対照表

（平成28年12月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**2,278,224**	**流動負債**	**1,466,059**
現金及び預金	475,838	買掛金	397,910
受取手形	743	短期借入金	200,000
売掛金	1,177,394	1年内返済予定長期借入金	50,004
商品	234,226	未払金	278,261
仕掛品	227,659	未払費用	123,443
原材料及び貯蔵品	9,086	未払法人税等	100,254
前払費用	117,526	前受金	3,872
繰延税金資産	24,510	預り金	89,054
その他	11,475	前受収益	146,739
貸倒引当金	△236	賞与引当金	35,709
固定資産	**3,141,536**	受注損失引当金	4,136
有形固定資産	**1,911,980**	その他	36,672
建物	551,923	**固定負債**	**518,936**
構築物	39,121	長期借入金	302,497
機械装置	4,794	資産除去債務	36,519
車両運搬具	1,844	長期前受収益	158,665
工具、器具及び備品	378,619	その他	21,255
土地	921,898	**負債の部合計**	**1,984,996**
建設仮勘定	13,778	**純資産の部**	
無形固定資産	**951,370**	科目	金額
のれん	240,468	**株主資本**	**3,408,569**
特許権	41	**資本金**	**787,906**
商標権	361	**資本剰余金**	**862,925**
ソフトウェア	227,728	資本準備金	862,925
ソフトウェア仮勘定	482,771	**利益剰余金**	**1,758,813**
投資その他の資産	**278,185**	利益準備金	7,500
投資有価証券	19,380	その他利益剰余金	1,751,313
関係会社株式	10,000	別途積立金	190,000
出資金	31	繰越利益剰余金	1,561,313
破産更生債権等	460	**自己株式**	**△1,076**
長期前払費用	85,931	**評価・換算差額等**	**228**
繰延税金資産	31,360	その他有価証券評価差額金	228
その他	131,998	**新株予約権**	**25,966**
貸倒引当金	△976	**純資産の部合計**	**3,434,765**
資産の部合計	**5,419,761**	**負債及び純資産の部合計**	**5,419,761**

（記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。）

損 益 計 算 書

〔平成28年１月１日から
平成28年12月31日まで〕

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**9,310,484**
売上原価		**6,512,748**
売上総利益		**2,797,735**
販売費及び一般管理費		**2,215,477**
営業利益		**582,258**
営業外収益		
受取利息	86	
受取配当金	274	
不動産賃貸料	9,397	
店舗改装等支援金収入	3,000	
助成金収入	2,850	
その他	4,749	**20,358**
営業外費用		
支払利息	7,189	
不動産賃貸原価	5,853	
その他	1,372	**14,415**
経常利益		**588,201**
特別利益		
負ののれん発生益	12,266	
事業譲渡益	6,020	
その他	7	**18,294**
特別損失		
固定資産除却損	47,877	**47,877**
税引前当期純利益		**558,618**
法人税、住民税及び事業税	195,824	
法人税等調整額	29,009	**224,833**
当期純利益		**333,785**

（記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。）

株主資本等変動計算書

〔平成28年１月１日から
平成28年12月31日まで〕

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	787,906	862,925	862,925	7,500	190,000	1,291,420	1,488,920
事業年度中の変動額							
剰余金の配当						△63,892	△63,892
当期純利益						333,785	333,785
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）							
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	269,893	269,893
当期末残高	787,906	862,925	862,925	7,500	190,000	1,561,313	1,758,813

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△1,021	3,138,731	238	238	11,239	3,150,208
事業年度中の変動額						
剰余金の配当		△63,892				△63,892
当期純利益		333,785				333,785
自己株式の取得	△55	△55				△55
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			△9	△9	14,727	14,718
事業年度中の変動額合計	△55	269,837	△9	△9	14,727	284,556
当期末残高	△1,076	3,408,569	228	228	25,966	3,434,765

（記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。）

独立監査人の監査報告書

平成29年２月９日

株式会社　サイバーリンクス
　取締役会　御中

有限責任監査法人 ト　ー　マ　ツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	美　馬　和　実　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	南　方　得　男　㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社サイバーリンクスの平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第53期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成28年１月１日から平成28年12月31日までの第53期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（２）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人　有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年２月10日

株式会社サイバーリンクス　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　前　田　史　郎　㊞

社外監査役　水　城　　実　㊞

社外監査役　潰　瀧　順　一　㊞

以　上

株 主 総 会 参 考 書 類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

第53期期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、将来の事業展開と経営基盤の充実のために必要な内部留保を確保しつつ、長期的かつ安定した配当を継続していくことを基本方針とし、利益の状況、翌期以降の収益の見通し、キャッシュ・フローの状況、及び配当性向などを総合的に勘案いたしまして、次のとおりといたしたいと存じます。

（１）配当財産の種類

金銭といたします。

（２）株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき13円20銭　　総額　63,891,366円

（３）剰余金の配当が効力を生ずる日

平成29年３月29日

第２号議案　監査役１名選任の件

監査役潰瀧順一氏は、退任した監査役の補欠として就任したため、前任者の任期満了の時である本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏　　名 （生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
潰瀧　順一 （つえたき　じゅんいち） （昭和27年６月19日生）	昭和50年４月　和歌山県庁 入庁 平成21年４月　和歌山県企画部政策統括監（関西国際空港・ＩＴ担当） 平成22年４月　和歌山県企画部企画政策局長 平成23年４月　和歌山県伊都振興局長 平成25年３月　和歌山県庁退職 平成25年６月　和歌山県商工会連合会専務理事 平成28年３月　当社 監査役（現任）	―株

（注）1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 潰瀧順一氏は社外監査役候補者であります。
3. 潰瀧順一氏は、これまで直接会社経営に関与された経験はありませんが、行政分野における長年の豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。
4. 潰瀧順一氏は、現在、当社の社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって１年であります。
5. 当社は、潰瀧順一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合、当社は、同氏を引き続き独立役員として届け出る予定であります。
なお、潰瀧順一氏は、当社における社外役員の独立性に関する基準（次頁ご参照）を満たしております。
6. 当社は、潰瀧順一氏との間で、当社の定款及び会社法第427条第１項の規定に基づき責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する最低限度額としております。

【ご参考】社外役員の独立性に関する基準

当社は、当社における社外取締役・社外監査役の独立性基準を以下のとおり定め、次の事項のいずれかに該当する場合は、当社にとって十分な独立性を有していないものとみなす。

A．当社及び当社の関係会社（以下、併せて「当社グループ」という。）の取引先であって、当該取引先の事業年度における年間売上高の２％を超える金額の支払を当社から受けた者又はその業務執行取締役、執行役、執行役員、従業員（以下、これらを「業務執行者」という。）

B．当社グループの取引先であって、当社の事業年度における売上高の２％を超える金額を当社に対して支払った者又はその業務執行者

C．当社グループの借入額が当社の事業年度における総資産の２％を超える借入先の業務執行者

D．当社グループから役員報酬以外に1,000万円以上（当社の１事業年度につき）の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、公認会計士又は弁護士等の専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）

E．当社議決権の10％以上を直接又は間接的に保有している大株主又はその業務執行者

F．過去２年間においてＡからＥまでのいずれかに該当していた者

G．次の（ａ）から（ｄ）までのいずれかに掲げる者の配偶者又は二親等内の親族

（ａ）ＡからＦまでに掲げる者（但し、役職者でない従業員を除く）

（ｂ）当社の子会社の業務執行者

（ｃ）当社の子会社の業務執行者でない取締役（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）

（ｄ）過去２年間において（ｂ）、（ｃ）又は当社の業務執行者(社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。）に該当していた者

以　上

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図

会場：和歌山市友田町五丁目18番地
ホテルグランヴィア和歌山　６階　ルグランＡ
TEL 073－425－3333（代表）

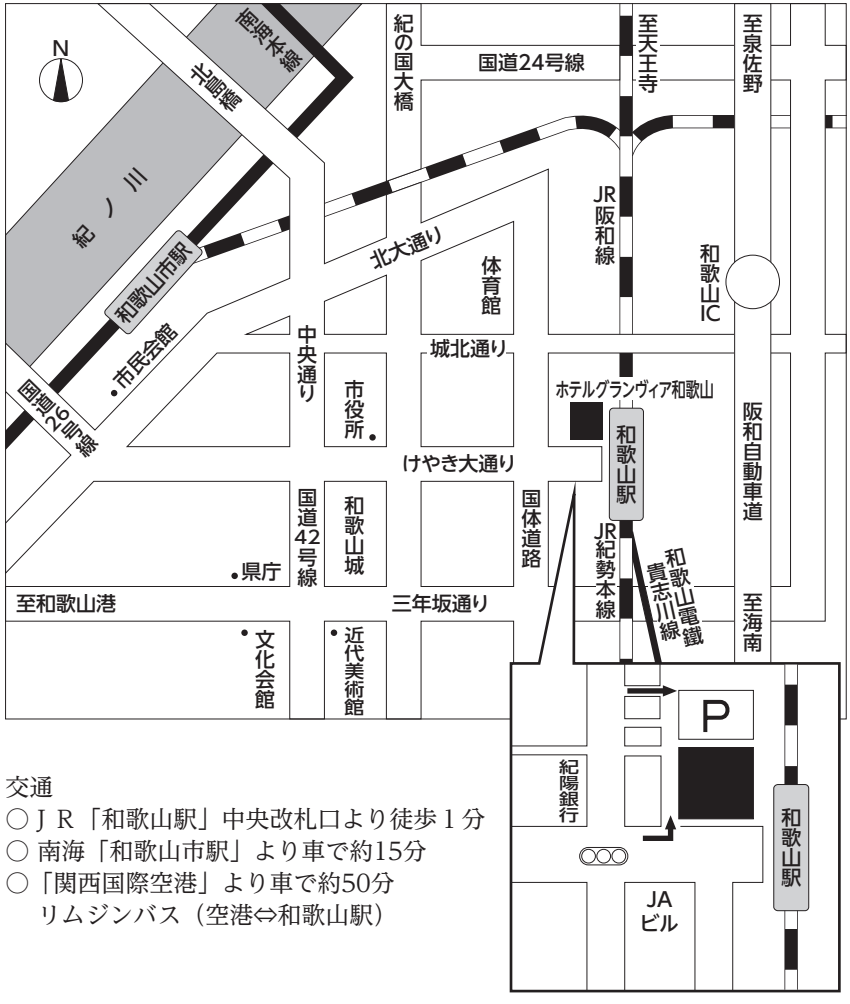

交通
○ＪＲ「和歌山駅」中央改札口より徒歩１分
○ 南海「和歌山市駅」より車で約15分
○「関西国際空港」より車で約50分
　リムジンバス（空港⇔和歌山駅）

UD FONT